

仙台市交通局規程第二十四号

仙台市交通局連絡運輸取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月十八日

仙台市交通事業管理者 吉 野 博 明

仙台市交通局連絡運輸取扱規程の一部を改正する規程

仙台市交通局連絡運輸取扱規程（昭和六十二年仙台市交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表を次のように改める。

第五条第三 項第一号イ	高速鉄道の区間に係る	高速鉄道の区間に係る仙台市高速鉄道運賃条例施行規程の一部を改正する規程（平成九年仙台市交通局規程第二十四号）による改正前の仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（以下「平成九年改正前高速鉄道運賃条例施行規程」という。）に規定する
	高速一月通勤定期額	高速一月通勤定期基準額」という。）に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額
第五条第三 項第一号ロ	高速一月通勤定期額	高速一月通勤定期基準額
	高速三月通勤定期額	高速三月通勤定期基準額」という。）に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額
第五条第三 項第一号ハ	高速一月通勤定期額	高速一月通勤定期基準額
	高速六月通勤定期額	高速六月通勤定期基準額」という。）に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額
第五条第三 項第二号イ	高速一月通勤定期額 を二で除して得た額 を端数計算した額	高速一月通勤定期基準額を二で除して得た額を端数計算した額に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
第五条第三 項第二号ロ	高速三月通勤定期額 を二で除して得た額 を端数計算した額	高速三月通勤定期基準額を二で除して得た額を端数計算した額に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
第五条第三 項第二号ハ	高速六月通勤定期額 を二で除して得た額 を端数計算した額	高速六月通勤定期基準額を二で除して得た額を端数計算した額に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
第五条第四 項第一号イ	高速鉄道の区間に係る	高速鉄道の区間に係る平成九年改正前高速鉄道運賃条例施行規程に規定する
第五条第四 項第一号ロ	高速一月通学定期額	高速一月通学定期基準額」という。）に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額
	高速一月通学定期額	高速一月通学定期基準額
第五条第四 項第一号ハ	高速三月通学定期額	高速三月通学定期基準額」という。）に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額
	高速一月通学定期額	高速一月通学定期基準額
第五条第四 項第二号イ	高速六月通学定期額	高速六月通学定期基準額」という。）に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額
	高速一月通学定期額	高速一月通学定期基準額
第五条第四 項第二号ロ	高速一月通学定期額 を二で除して得た額 を端数計算した額	高速一月通学定期基準額を二で除して得た額を端数計算した額に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
	高速三月通学定期額 を二で除して得た額 を端数計算した額	高速三月通学定期基準額を二で除して得た額を端数計算した額に百三分の百八・六を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

第五条第四 項第二号ハ	高速六月通学定期額 を二で除して得た額 を端数計算した額	高速六月通学定期基準額を二で除して得た額を端数計算した額に百三分の百八・六を乗じて得た額 (十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
----------------	------------------------------------	--

附 則

この規程は、令和八年十月一日から施行する。

(交通局総務部経営企画課)